福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（抜粋）（平成五年五月六日法律第三十八号）

定義
○心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人
○身障害者
が
○日常生活上の便宜を図るための用具
○これらの者の機能訓練のための用具
○補装具（法律用語）

基本方針
● 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針を定めなければならない。

国、地方公共団体の責務
● （国）福祉用具の研究開発及び普及の促進を図るための財政上及び金融上の措置を講ずる
● （地方公共団体）福祉用具の普及の促進を図るために必要な措置を講ずる
● （国、地方公共団体）広報活動等を通じて、福祉用具に対する国民の関心と理解を深める
よう努めなければならない

事業者の責務
常に、老人及び心身障害者の心身の特性並びにこれらの者の置かれている環境を踏まえ…
● 福祉用具の製造の事業を行う者…その製造する福祉用具の品質の向上及び利用者等からの苦情の適切な処理に努めなければならない。
● 福祉用具の販売又は賃貸の事業を行う者…その管理に係る福祉用具を衛生的に取り扱うとともに、福祉用具の利用者の相談に応じて、当該利用者がその心身の状況及びその置かれている環境に応じた福祉用具を適切に利用できるように努めなければならない。
● 施設の開設者・・必要な福祉用具の導入に努めなければならない。

介護保険法（抜粋）（平成五年五月六日法律第三十八号）

定義
● 福祉用具貸与…居宅要介護者について福祉用具のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与
● 介護予防福祉用具貸与…居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与

○福祉用具の貸与・販売サービスの提供にあたっては、福祉用具専門相談員が利用者毎に「（介護予防）福祉用具貸与計画」または「特定（介護予防）福祉用具販売計画」を作成しなければならない。
○福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与・販売の目標、福祉目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成しなければならない。

障害者総合支援法（平成五年五月六日法律第三十八号）

定義
● 補装具…障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもので市町村が定めるものをいう。
● （日常生活用具）…日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるもの

福祉用具支給制度選択チャート

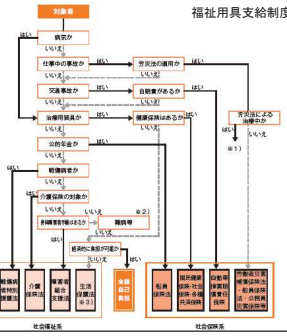

補装具費支給制度の概要

※「身体障害者福祉法」（昭和25年度）「児童福祉法」（昭和26年度）を、障害者自立支援法で一元化（平成18年10月）

1. 制度の概要

1. 目的
① 障害者が日常生活を送るとで必要な移動等の確保や、就労場面における効率の向上を図ること
② 障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長すること
2. 実施主体…市町村
3. 対象者・・補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等（※難病患者等については、政令に定める疾病に限る）
4. 申請方法…障害者又は障害児の保護者が市町村長に申請し、身体障害者更生相談所等の判定又は意見に基づく市町村長の決定により、「補装具」の購入又は修理に要した費用の額（基準額）から利用者負担額を除した額（補装具費）の支給を受ける。

2. 補装具とは

補装具とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもののその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの。

○厚生労働省令で定める基準・・・　次の各号のいずれにも該当するもの。
一　障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること。
二　障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
三　医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。
○厚生労働大臣が定めるもの…具体的には厚生労働省告示で補装具の種目、名称、型式、基本構造、上限額等を規定

【身体障害者・身体障害児共通】…義肢　装具　座位保持装置　盲人安全つえ　義眼眼鏡　補聴器　車椅子　電動車椅子　歩行器
歩行補助つえ（丁字状・棒状のものを除く）重度障害者用意思伝達装置
【身体障害児のみ】…座位保持椅子　起立保持具　頭部保持具　排便補助具

3. 費用負担

（1）公費負担…国：５０／１００、都道府県：２５／１００、市町村：２５／１００
（2）利用者負担…世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定。

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一　般	市町村民税課税世帯	３７，２００円

● ただし、本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が４６万円以上の場合には補装具費の支給対象外。
● 生活保護への移行防止措置あり

補装具費の支給

○　障害者総合支援法による自立支援給付の一つとして位置付け。

○　利用者負担は、家計の負担能力等に応じて定められ、所得に応じた負担上限月額を設定。

○　一定以上の高額所得者がいる世帯については補装具費の支給対象外。

○　高額障害福祉サービス費の対象。

種目と所有状況

種目	身体障害者	身体障害児
・義肢	8.1万人	0.1万人
・装具	27.3万人	2.7千人
・座位保持装置	1.6万人	1.5万人
・盲人安全つえ	5.8万人	0.2万人
・義眼	1.2万人	0.1万人
・眼鏡	3.5万人	0.4万人
・補聴器	16.5万人	1.7万人
・車いす	25.3万人	3.4万人
・電動車いす	4.0万人	0.2万人
・歩行器	3.4万人	1.0万人
・歩行補助つえ	29.0万人	0.1万人

※出典：平成１８年身体障害者・児実態調査結果

補装具とは

障害者総合支援法（2005年法律第123号）第5条第23項に規定する補装具とは、「障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間に渡り継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの」であり、具体的には厚生労働省告示第528号で定めている。

① 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
② 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。
③ 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。
（障害者総合支援法施行規則第六条の二十より）

○厚生労働大臣が定めるものとは：
具体的には厚生労働省告示第５２８号「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」で補装具の種目、名称、型式、基本構造、上限額等を定めている。

運用にあたっての留意点
●補装具の定義に立ち返ってかえって、その製品の使用目的、使用頻度、個別の必要性を判断すること
●支給の要件を決定するにあたり ③の要件は重要
●①の身体への適合を図るように製作されたものとは、日常生活用具との違いを表している（製品をそのまま流す）。
●②について、補装具は就学、就労をも含めた生活の中で使用するものであり、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものとは治療用装具との大きな違いである。
●③について、使用における理由に医学的根拠が求められるという意味で、あれば便利だから、希望しているからという理由だけでは支給できないものである。

補装具費の支給の仕組み　**償り受けも同じ**

償還払いの場合

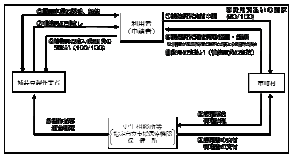

代理受領の場合

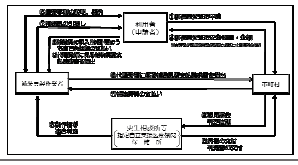

補装具費支給の目的について

【目的】
● 身体障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図ること
● 身体障害児について、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等

【留意事項】

● 市町村は、補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、身体障害者福祉司、保健師等の専門職員及び補装具業者との連携を図りながら、身体障害者・児の身体の状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行う。
● 身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する
● 「日常生活において又は就労若しくは就学のため」使用することから、基本的に補装具は１種目につき１個の支給。ただし、作業用の義手や義足、学校で使用する車椅子など就労や就学のために日常用とは異なる目的で補装具を必要とする場合は、さらに１個の支給が認められる場合がある。訓練義手は目的を逸脱する。
● 日常生活用に複数に補装具を使用したいというニーズを全てかなえようとするときりがない。使用目的に合わせて１個で兼用できるような構造のものを作製したり、環境側で調整したり、日常生活用具の制度等の活用で対応できないかなどを検討することも大切。
● 障害児の立位訓練、歩行訓練の訓練機器のニーズがあるが、訓練目的に支給するのは日常生活の能率の向上を主目的とする補装具費支給制度から逸脱するので対象外。

申請について

● 補装具費の支給を希望する身体障害者は、市町村に、申請書、補装具費支給医師意見書、見積書等の必要書類を添えて申請する。

補装具判定書・意見書を作成する医師の要件

● 補装具判定書は更生相談所より交付されるが、
更生相談所に専任の医師が置かれていないときは、身障法第１５条第１項に基づく指定医又は自立支援医療を行う機関の医師であって、所属医学会において認定されている専門医に医学的判定を委嘱すること。

● 補装具費支給意見書を作成する医師は、
① 先の要件を満たす専門医又は国立障害者リハビリテーションセンター学院で行う補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師。（6日間）
② 上記と同等と認められる医師。（補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定する場合）
③ 難病患者等の場合は、①に示す医師に加え、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病協力医療機関において難病治療に携わる医療を主として担当する医師であって、所属学会において認定された専門医